

## 山形県と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書

山形県（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化することについて、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がそれぞれ有する人的・物的・知的資源を有効に活用して協働することにより、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携、協力する。

- （1）健康増進に関すること
- （2）結婚・子育て支援に関すること
- （3）女性の活躍推進に関すること
- （4）スポーツ、芸術・文化振興に関すること
- （5）県産品の消費拡大に関すること
- （6）高齢者・障がい者支援に関すること
- （7）その他、地域社会の持続的な発展に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定する。

3 乙は、第1項に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について相手方との間において守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （協定の変更及び解除）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、または解除することができるものとする。

### （有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、本協定書の有効期間満了の日から1か月前までに甲又は乙から申し出のないときは、さらに1年間

更新するものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ1通を保有する。

令和4年9月14日

甲：山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事

吉村 美栄子

乙：東京都千代田区丸の内二丁目1番1号  
明治安田生命保険相互会社  
常務執行役

青戸 伸之